

環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域等の変更について

1 概 要

米子境港都市計画及び淀江都市計画の一部用途地域が変更されたことに伴い、本市における騒音、振動、悪臭等の規制地域の変更を実施する。

2 都市計画法に基づき用途地域が変更された地域

(1) 米子市和田町の一部

平成27年3月24日付けで市街化区域から市街化調整区域に変更され、用途地域(工業地域)が廃止。

(2) 米子市二本木及び米子市淀江町佐陀の一部

平成28年11月22日付けで市街化調整区域から市街化区域に変更され、新たに用途地域を「工業地域」に指定

3 環境関連法に基づき規制等を変更する地域

(1) 規制地域等の指定の考え方

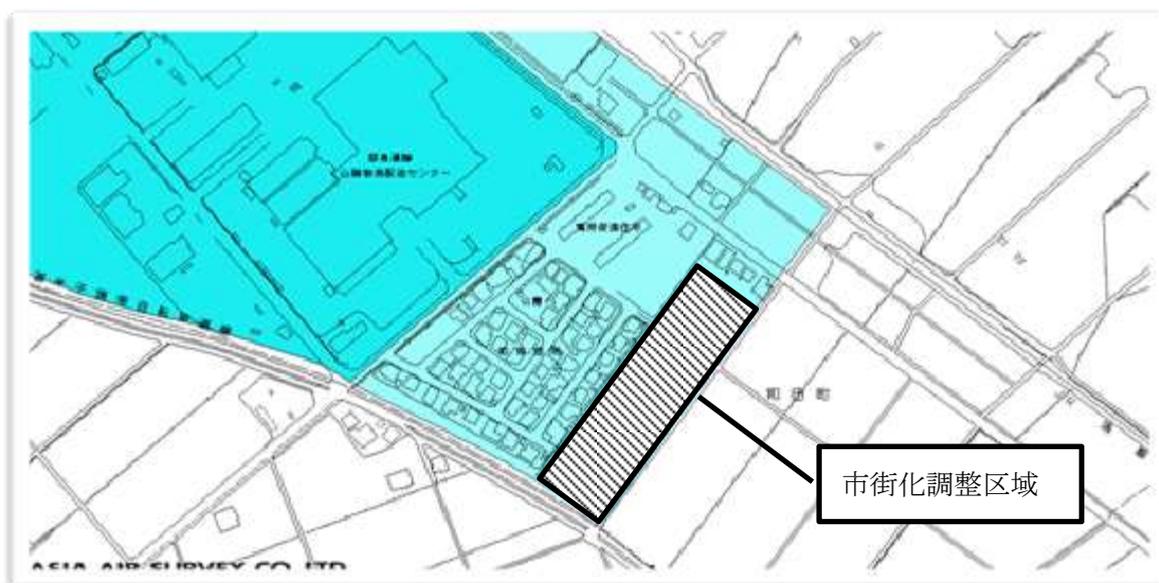
規制地域等の指定は原則として、都市計画法の用途地域に準拠して行うこととなっており、下表の用途地域の区分により規制地域等を指定している。

用途地域の区分	環境基準 類型	騒音 規制地域	振動 規制地域	悪臭 規制地域
第一種低層住居専用地域	A類型	第1種区域	第1種区域	A区域
第二種低層住居専用地域		第2種区域		
第一種中高層住居専用地域				
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	B類型			
近隣商業地域	C類型	第3種区域	第2種区域	C区域
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
工業専用地域	除外	除外	除外	除外

(2) 変更予定地域

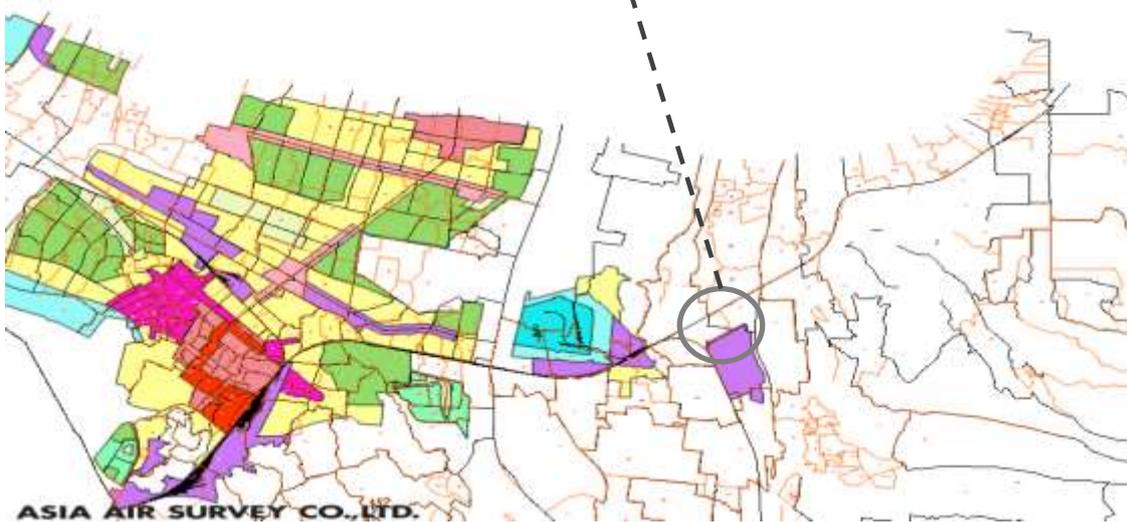
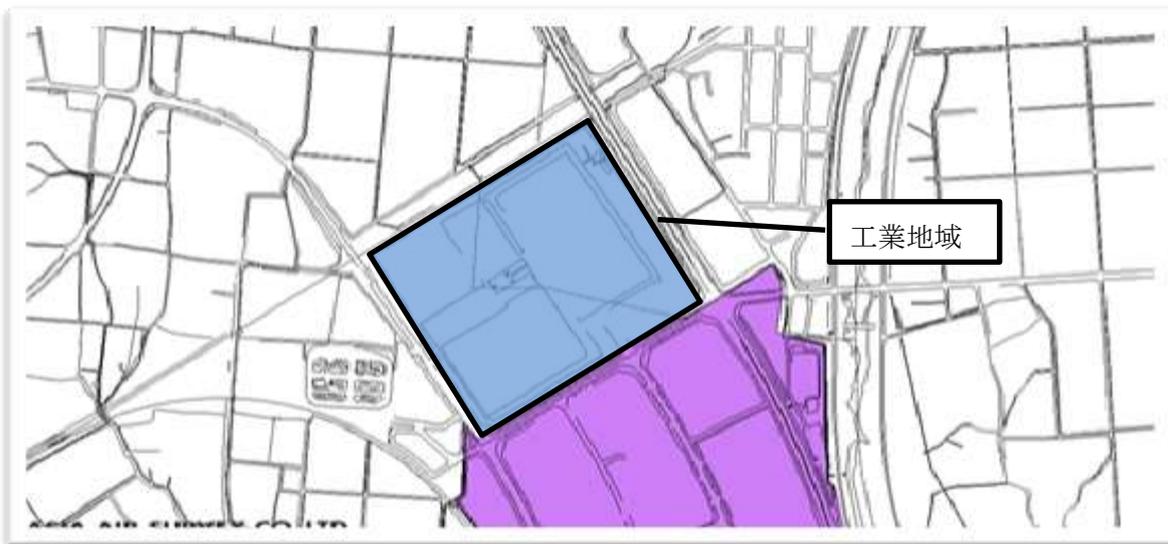
ア 米子市和田町の一部

	変更前	変更後	規制基準等
都市計画法 用途区域	工業地域	指定なし	
環境基本法	類型区分C区域	指定なし	規制なし
騒音規制法	特定工場等規制第4種区域 特定建設作業規制第2号区域 自動車騒音限度適用区域C区域	指定なし	規制なし
振動規制法	特定工場及び道路交通振動規制 第2種区域 特定建設作業規制第2号区域	指定なし	規制なし
悪臭防止法	規制地域C区域	指定なし	規制なし



イ 米子市二本木及び米子市淀江町佐陀の一部

	変更前	変更後	規制基準等
都市計画法 用途区域	指定なし	工業地域	
環境基本法	指定なし	類型区分C区域	P 5
騒音規制法	指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ▶特定工場等規制第4種区域 ▶特定建設作業規制第2号区域 ▶自動車騒音限度適用区域C区域 	P 6
振動規制法	指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ▶特定工場及び道路交通振動規制第2種区域 ▶特定建設作業規制第2号区域 	P 9
悪臭防止法	二本木の一部が指定なし (旧淀江町佐陀はC区域指定済)	規制地域C区域	P 11



4 施行予定日

平成30年4月1日

4 環境関連法に基づく環境基準及び規制等

(1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準

地域の類型区分		都市計画法の用途地域	時間区分・基準値	
			昼 間 6：00～22：00	夜 間 22：00～6：00
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域			
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル	45デシベル
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 (娯楽・レクリエーション地区は除く) 商業地域 準工業地域(流通団地を除く) 工業地域	60デシベル	50デシベル
指定地域から除外		工業専用地域		

イ 道路に面する地域の環境基準

地 域	時間区分・基準値	
	昼 間 6：00～22：00	夜 間 22：00～6：00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル	55デシベル
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル	60デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル	65デシベル

(2) 騒音規制法に基づく規制

ア 特定工場等の規制地域（特定施設を設置する工場・作業場を「特定工場等」という。）

規制地域区分		都市計画法の用途地域
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域
第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域 (娯楽・レクリエーション地区は除く) 商業地域 準工業地域(流通団地は除く)
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	工業地域
指定地域から除外		工業専用地域

イ 特定建設作業の規制地域

規制地域区分		都市計画法の用途地域
第1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(第1種区域) ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(第2種区域) ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域(第3種区域) ・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺概ね80m以内の区域(第4種区域) 	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 近隣商業地域 (娯楽・レクリエーション地区は除く) 商業地域 準工業地域(流通団地は除く) 工業地域
第2号区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺概ね80mの以内区域は除く)(第4種区域)	工業地域

ウ 自動車騒音の限度適用区域

限度適用規制区分		都市計画法の用途地域
第 a 区域	専ら住居の用に供される区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
第 b 区域	主として住居の用に供される区域	第 1 種住居地域
第 c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域	近隣商業地域 (娯楽・レクリエーション地区は除く) 商業地域 準工業地域 (流通団地は除く) 工業地域

エ 特定工場等の規制基準

時間区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	朝 ・ 夕 (午前 6 時～午前 8 時) (午後 7 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

◎特定施設

- 1 金属加工機械
- 2 空気圧縮機及び送風機 (原動力の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
- 3 土石用又は鉱物用破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
- 4 織機 (原動機を用いるものに限る)
- 5 建設用資材製造機械
- 6 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
- 7 木材加工機械
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械 (原動機を用いるものに限る)
- 10 合成樹脂用射出成型機
- 11 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)

◎特定建設作業

- 1 くい打ち機、くい抜機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業
- 2 びょう打ち機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業
- 4 空気圧縮機を使用する作業
- 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- 6 バックホウ（80kw 以上のもの）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（70kw 以上のもの）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（40kw 以上のもの）を使用する作業

(3) 振動規制法に基づく規制基準

ア 特定工場等及び道路交通振動の限度に係る規制地域

規制地域区分		都市計画法の用途地域
第1種区域	<p>良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</p> <p>住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p>	<p>第1種低層住居専用地域</p> <p>第2種低層住居専用地域</p> <p>第1種中高層住居専用地域</p> <p>第2種中高層住居専用地域</p> <p>第1種住居地域</p>
第2種区域	<p>住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域</p> <p>主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域</p>	<p>近隣商業地域</p> <p>(娯楽・レクリエーション地区は除く)</p> <p>商業地域</p> <p>準工業地域(流通団地は除く)</p> <p>工業地域</p>
指定地域から除外		工業専用地域

イ 特定建設作業の規制地域

規制地域区分		都市計画法の用途地域
第1号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域 ・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺概ね80m以内の区域 	<p>第1種低層住居専用地域</p> <p>第2種低層住居専用地域</p> <p>第1種中高層住居専用地域</p> <p>第2種中高層住居専用地域</p> <p>第1種住居地域</p> <p>近隣商業地域</p> <p>(娯楽・レクリエーション地区は除く)</p> <p>商業地域</p> <p>準工業地域(流通団地は除く)</p> <p>工業地域</p>
第2号区域	<p>主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺概ね80mの以内区域は除く)</p>	工業地域

ウ 特定工場等の規制基準

時間区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)
第 1 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

◎特定施設

- 1 金属加工機械
- 2 圧縮機（原動力の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る）
- 3 土石用又は鉱物用破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る）
- 6 木材加工機械
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る）
- 8 ゴム練用または合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る）
- 9 合成樹脂射出成形機
- 10 鋳型造形機（ジョルト式のものに限る）

◎特定建設作業

- 1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- 2 鋼球を使って建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業
- 4 ブレーカーを使用する作業

(4) 悪臭防止法に基づく規制地域

ア 米子市（米子市淀江町を除く）の住居地域における規制地域

規制地域区分		都市計画法の用途地域
A区域	主として住居商業を中心とした区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 近隣商業地域 (娯楽・レクリエーション地区は除く) 商業地域
C区域	主として工業の用に供されている区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域（通称崎津工業団地は除く）

イ 米子市淀江町の住居地域における規制地域

規制地域区分	
A区域	主として居住商業を中心とした地域
B区域	
C区域	主として工業の用に供されている地域

ウ 規制基準について

規制基準については、特定悪臭物質の種類ごとに、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出状態に合わせて規制基準を定めている。

◎当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準
(大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定める。)

規制区域区分	特定悪臭物質					
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
A区域	1ppm	0.002ppm	0.02ppm	0.01ppm	0.009ppm	0.005ppm
B区域	2ppm	0.004ppm	0.06ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm
C区域	5ppm	0.01ppm	0.2ppm	0.2ppm	0.009ppm	0.07ppm

特定悪臭物質 規制区域区分	アセトアル デヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマルブ チルアルデ ヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルバ レルアルデ ヒド	イソバレル アルデヒド
A 区域	0.05ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm	0.009ppm	0.003ppm
B 区域	0.05ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm	0.009ppm	0.003ppm
C 区域	0.05ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm	0.009ppm	0.003ppm
特定悪臭物質 規制区域区分	イソブタノ ール	酢酸エチル	メチルイソ ブチルケト ン	トルエン	スチレン	キシレン
A 区域	0.9ppm	3ppm	1ppm	10ppm	0.4ppm	1ppm
B 区域	0.9ppm	3ppm	1ppm	10ppm	0.4ppm	1ppm
C 区域	0.9ppm	3ppm	1ppm	10ppm	0.4ppm	1ppm
特定悪臭物質 規制区域区分	プロピオン 酸	ノルマル酪 酸	ノルマル吉 草酸	イソ吉草酸		
A 区域	0.03ppm	0.001ppm	0.0009ppm	0.001ppm		
B 区域	0.03ppm	0.001ppm	0.0009ppm	0.001ppm		
C 区域	0.03ppm	0.001ppm	0.0009ppm	0.001ppm		

◎当該事業場の煙突その他の排出施設の排出口における規制基準(排出口の高さに応じた特定悪臭物質の流量または排出気体中の濃度の許容限度として定める。)

該当する13種類の特定悪臭物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

規制基準値は次の式で悪臭物質の流量の基準(q)として算出する。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量 (Nm³/h)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : アで定めた規制基準値とする。(ppm)

排出口の高さの補正式

$$H_e = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot v}}{1 + 2.58/v}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot v}} \left(1460 - 296 \times \frac{v}{T - 288} \right) + 1$$

H₀ : 排出口の実高さ (m)

Q : 15℃における排出ガスの流量 (m³/s)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

◎事業場から発生する特定悪臭物質を含む水で、当該事業場から排出されるものの敷地外における規制基準（排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定める。）

区域の区分	排出水の量	特定悪臭物質	
		メチルメルカプタン	硫化水素
A 区域	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.03mg/ℓ	0.1mg/ℓ
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.007mg/ℓ	0.02mg/ℓ
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002mg/ℓ	0.005mg/ℓ
B 区域	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.06mg/ℓ	0.3mg/ℓ
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.01mg/ℓ	0.07mg/ℓ
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.003mg/ℓ	0.02mg/ℓ
C 区域	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.2mg/ℓ	1mg/ℓ
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.03mg/ℓ	0.2mg/ℓ
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.007mg/ℓ	0.05mg/ℓ

区域の区分	排出水の量	特定悪臭物質	
		硫化メチル	二硫化メチル
A 区域	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3mg/ℓ	0.6mg/ℓ
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07mg/ℓ	0.1mg/ℓ
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01mg/ℓ	0.03mg/ℓ
B 区域	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	2mg/ℓ	2mg/ℓ
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.3mg/ℓ	0.4mg/ℓ
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.07mg/ℓ	0.09mg/ℓ
C 区域	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	6mg/ℓ	6mg/ℓ
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1mg/ℓ	1mg/ℓ
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.3mg/ℓ	0.3mg/ℓ